

別紙6 (がん診断継続保障特約の改定内容)

改定後	旧：現行
<p>第4条 (がん診断保険金の支払い)</p> <p>(途中省略)</p> <p>③ 被保険者がこの特約の責任開始期^[1]前^{りかん}にがん(別表)に罹患したと診断確定されていたときは、この特約^[5]は無効とします。この場合、次に定めるところによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者および被保険者がその事実を知らなかったとき 受け取ったこの特約の保険料^[4]を保険契約者に払いもどします。 2. 保険契約者または被保険者がその事実を知っていたとき 払いもどす金額はありません。 	<p>第4条 (がん診断保険金の支払い)</p> <p>(同 左)</p> <p>③ 被保険者がこの特約の責任開始期^[5]前^{りかん}にがん(別表)に罹患したと診断確定されていたときは、この特約^[3]は無効とします。この場合、次に定めるところによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者および被保険者がその事実を知らなかったとき 受け取ったこの特約の保険料^[4]を保険契約者に払いもどします。 2. 保険契約者または被保険者がその事実を知っていたとき 払いもどす金額はありません。
<p>第4条補則</p> <p>[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧またはがん診断保険金額の増額の際のがん診断保険金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。</p> <p>(途中省略)</p> <p>[3]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧後のこの特約とします。</p> <p>[4]この特約が復活された場合には、最後の復活の際に受け取ったこの特約の延滞した保険料(延滞した保険料に対する会社の定める利率による利息を受け取った場合はその利息を含めます。)および復活日後に受け取ったこの特約の保険料とし、この特約が復旧された場合には、最後の復旧の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額および復旧日後に受け取ったこの特約の保険料とします。</p> <p>[5]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧後のこの特約とし、<u>復旧またはがん診断保険金額の増額の際の責任開始期前^{りかん}にがん(別表)に罹患したと診断確定されていた場合は、その際のがん診断保険金額の増額部分とします。</u></p> <p>[6]この特約が復活もしくは復旧された場合またはがん診断保険金額の増額が行われた場合には、次の金額とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>この特約が復活された場合には、最後の復活の際に受け取ったこの特約の延滞した保険料(延滞した保険料に対する会社の定める利率による利息を受け取った場合はその利息を含めます。)および復活日後に受け取ったこの特約の保険料とします。</u> 2. <u>この特約が復旧された場合には、最後の復旧の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額および復旧日後に受け取ったこの特約の保険料のうち、その際のがん診断保険金額の増額部分に対応する金額とします。</u> 3. <u>がん診断保険金額の増額が行われた場合には、がん診断保険金額の増額の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額およびがん診断保険金額の増額の際の責任開始期の属する日後に受け取ったこの特約の保険料のうち、その際のがん診断保険金額の増額部分に対応する金額とします。</u> 	<p>第4条補則</p> <p>[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧またはがん診断保険金額の増額の際のがん診断保険金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。</p> <p>(途中省略)</p> <p>[3]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧後のこの特約とします。</p> <p>[4]この特約が復活された場合には、最後の復活の際に受け取ったこの特約の延滞した保険料(延滞した保険料に対する会社の定める利率による利息を受け取った場合はその利息を含めます。)および復活日後に受け取ったこの特約の保険料とし、この特約が復旧された場合には、最後の復旧の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額および復旧日後に受け取ったこの特約の保険料とします。</p> <p>[5]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の<u>責任開始期</u>とします。</p>

改定後	旧：現行
<p>第26条（中途付加の場合の特則）</p> <p>① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、総合医療特約または疾病医療特約(01)とあわせてこの特約を締結します。また、すでに総合医療特約または疾病医療特約(01)が付加されている主契約について、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。これらの場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>③ 第1項によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第4条（がん診断保険金の支払い）の適用に際しては、「保険料^[4]」を「保険料^[4]および中途付加の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額」と、「保険料^[6]」を「保険料^[6]および中途付加の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額」と読み替えます。</p> <p>第31条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)の場合の特則）</p> <p>この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>3. 第4条（がん診断保険金の支払い）の適用に際しては、「復活または復旧後」を「復活もしくは復旧または被保険者の変更後」と、「保険料^[4]」を「保険料^[4]および婚姻時の特別取扱いの際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額」と、「保険料^[6]」を「保険料^[6]および婚姻時の特別取扱いの際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額」と読み替えます。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>第26条（中途付加の場合の特則）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>③ 第1項によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第4条（がん診断保険金の支払い）の適用に際しては、「保険料^[4]」を「保険料^[4]および中途付加の際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額」と読み替えます。</p> <p>第31条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)の場合の特則）</p> <p>この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>3. 第4条（がん診断保険金の支払い）の適用に際しては、「復活または復旧後」を「復活もしくは復旧または被保険者の変更後」と、「保険料^[4]」を「保険料^[4]および婚姻時の特別取扱いの際に受け取ったこの特約についての会社の定める金額」と読み替えます。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>